

令和 7 年度環境大気常時監視に関する検討会（第 1 回）

議事概要

1. 開催日時：令和 8 年 1 月 30 日（金）15:30～17:30

2. 開催方式：対面・WEB 併用会議

3. 出席者：

委員

大原 利眞	一般財団法人日本環境衛生センター アジア大気汚染研究センター 所長
菅田 誠治	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 フェロー
坂東 博	大阪府立大学 名誉教授
山神 真紀子	名古屋市環境科学調査センター 主任研究員
渡邊 剛久	千葉県環境研究センター 大気騒音振動研究室 主任上席研究員

オブザーバー

新潟県環境局環境対策課
広島県環境県民局環境保全課
広島市環境局環境保全課

4. 議題：（1） 地方分権改革における地方公共団体からの提案
（2） 事務処理基準見直しに関する方向性

5. 資料一覧：

資料 1	設置要綱、委員名簿
資料 2	地方分権改革における地方公共団体からの提案
資料 3	事務処理基準見直しに関する方向性
参考資料 1	大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大 177 号、環管自第 75 号）
参考資料 2	令和 5 年度大気汚染状況について

6. 議事概要：

環境省から資料 2、資料 3 について説明。これに対する委員からの主な意見は以下の通り。

【全体】

- 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」と連携されていない測定局・測定機もあるため、厳密には「そらまめくん」での表示と日本全国の測定局の状況は一致していない。その点を考慮した上で、資料3の地図については、測定局を網羅的に示しているのか、立地状況のイメージとして網羅的には示していないのか明確にするべき。
- 地方分権改革における提案は、大気汚染物質毎の測定局数ではなく、局舎数を減らしたいという話であり、局舎数の削減が背景にある。今回の見直しがどのように局舎数の削減に繋がるかは重要であり、局舎数ベースの資料も示したほうがいい。

【論点1.「ア 全国的視点から必要な測定局数」】

- WHO の NO_2 目標値が下がっており、将来基準が厳しくなる可能性がある。一度局舎を減らすと、再整備に大きな負担が生じる点も慎重に検討するべき。
- 資料中の東京都・神奈川県・大阪府では、光化学オキシダント・ $\text{PM}_{2.5}$ の局数の比が自治体ごとに大きく異なる。それぞれの自治体の運用や考え方、様々な条件でこのような差が生じていると思う。自治体が局数をどう決めてきたかの背景理解も必要。
- 現行の事務処理基準では、75,000 人を 25km^2 で割った 3,000 人/ km^2 より人口密度が多いか少ないかでどちらの基準が用いられるか決まっている。大防法の政令市という分け方で現状を計算した場合、実際には面積基準を採用していない政令市が基準の算定対象に入ってしまう可能性があり、算定のロジックとして妥当と言えるか懸念。
- 都市部等の定義を考えるとなく、人口基準の方と同じような考えで、例えば SO_2 の最大が 1,600 局ぐらいであり、 SO_2 の標準配置基準が 25km^2 であったならば、 $25\text{km}^2 \times 1,600$ 局で計算される面積を光化学オキシダント、 $\text{PM}_{2.5}$ の 1,200 局で割るという計算方法も考えられるのではないかと。
- 基準を科学的な根拠に基づいて決めることは重要。物質ごとの測定局の空間代表性や空間スケール等を算出した上で何 km^2 に 1 局と定める、あるいは暴露人口のようなものを考慮して人口何人に 1 局と定める可能性も考えられる。そのようなアプローチを検討した上での提案か確認したい。

（環境省回答）

空間代表性の分析は内部で行った。一方、実際に事務処理基準の値を定めるにあたっては、出てきた数字が必ずしも実際の現場の実情を踏まえた現場に馴染むような数字になるものではなく、適切に自治体に対応できるよう今回の地方分権改革の提案に対して出す結論としては、資料のとおり現状を踏まえて基準値を見直す案としている。

- 資料中の「政令市を除いた人口・可住地面積で算定を基本とする」と書いてあるとわかりやすいが、見直しの方針案の「都道府県と政令市は、協議の上」のみだと現行の記載と違いがはっきり見えず、意味が伝わりづらいと感じる。趣旨を読み取れる形で表現は工夫してほしい。

- PM_{2.5}については、環境省が先日微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプランを策定しており、環境基準の見直しについて言及しているはず。諸外国の動向ではなく、国内のそのような方針を踏まえた記述に修正すべき。

【論点 2. 「イ 地域的視点から必要な測定局数」】

- 地域的視点から加算だけでなく減算ができるようになると、基準の位置づけ自体が不明確になるのではないか。またシミュレーションにより測定局の同一性を判断するとした場合でもそれは現在の状況に基づくものであり、例えば工場の移転等、将来新たな発生源が生じる可能性はある。また減らせる例で「人の居住が無く」とあるが、光化学オキシダントの環境基準は植物影響を認めるものとなっていることから、単に人の居住が無いことを根拠とするのは控えるべきであり、イの観点で減らすことができる文言を入れることは反対。
- 「測定局の空白域ができないように配慮する」や「常時監視の必要性がないことが明らかな土地」等の意味するところが曖昧。文章化に依存する部分であるが、歯止めがなくなる可能性がある点も想定して検討を進めるべき。
- イ地域的視点で減らす案自体は理解できるものの、ア全国的視点で約 3 割減となるため、実際にはイでさらに減算できる余地はほとんど無いのではないか。また、今後は自治体が各測定局の必要性を個別に丁寧に積み上げて考えることが重要で、単純に「減らせるから減らす」という一律削減は控えるべき。環境基準が将来変わる可能性も踏まえ、減らす場合もすぐに削減するのではなく、段階的に減らすべき。
- これまでの経緯の勘案において旧基準が残ると、新基準と旧基準でダブルスタンダードとなり現場が混乱する可能性がある。旧基準から新基準を用いて測定局数を算定するにあたっての過渡的な措置についての記載の方がいいのではないか。

【論点 3. 今後の課題】

- ローコストセンサーを活用した新たな監視体制の検討が盛り込まれた点は前向きだが、「検討を進める」という表現では抽象的。重大な大気汚染が起こった時への対応力は確保すること、また現行の測定局数を維持するのは困難という自治体の要望を踏まえ、ローコストセンサーなどの補完的手段を積極的に組み合わせる方針を、より明確に示すべき。

以上